

福井県の原子力防災計画に関する質問・要望書

福井県知事 西川一誠 様

- ◆兵庫県のシミュレーションでは、兵庫県内は、IAEAの基準でも安定ヨウ素剤の服用が必要となる地域です。ここへの避難では住民の安全を守れません。
- ◆要援護者や子どもたち、妊産婦の安全が守れる避難計画を示して下さい。
- ◆地域防災計画もなく、避難先も確保せずに原発を再稼働しないでください

福井県は4月初旬、兵庫県に対し、原発事故時の避難者受け入れを要請し、関西広域連合で調整された結果、敦賀より西の福井県民6万7千人は、兵庫県22市町へ避難するという枠組みが、6月29日の関西広域連合委員会で示されました。

しかしながら、貴職がいまだに基本とされる「県内避難」はもとより、西への県外避難においても、原発に向かって逃げるという理解しがたい避難計画であることには変わりはありません。そして避難先とされた兵庫県は、兵庫県のシミュレーションで広範な地域の汚染が予測されています。

例えば、受け入れ先となっている篠山市は、甲状腺被ばく線量が週150ミリシーベルトを超え、IAEAのヨウ素剤服用基準の3倍にも達します。このような地域を県外避難先とする計画では、住民の安全を確保できないではありませんか。

また避難の際の幹線道路となる国道27号線は、原発震災を引き起こす大地震・津波によって不通となることが容易に想定されます。さらには音海集落からの事故時の避難路は、無いではありませんか。

国の定めであった3月18日の期限をはるかに過ぎた7月18日、ようやく県の防災計画が改定されたことをもって県外避難先が確定したと報じられていますが、小浜市、若狭町、おおい町、高浜町の避難先は兵庫県22市町とされているだけで、関西広域連合が示した四者協議（避難元である上記4市町と福井県、受け入れ先である兵庫県22市町と兵庫県）による具体化はこれからであり、避難先が確保できたと言える段階ではありません。

以上のように、実効性に不備のある計画では、再稼働を議論する段階にありません。大飯原発の運転も停止すべきです。

そこで、以下の項目につき、誠意ある回答を求めます。

質問・要望事項

1. 避難先について

- ・事故を起こした原発に近づきながら避難するという計画（県内・県外避難とも）は住民に被ばくを強要するもので、避難の目的に反するものではありませんか。
- ・受け入れ先の篠山市など兵庫県は、シミュレーションでは、事故の際に安定ヨウ素剤

の服用が必要な地域です。さらに、琵琶湖が汚染された場合の水の確保もできていません。このように、兵庫への広域避難では住民の安全を守れないではありませんか。

- ・兵庫県は、求めがあれば汚染予測データを提供すると言明しています。取り寄せて県民に公開してください。
- ・小浜市が、自治体間の相互応援協定に基づき、避難先（のひとつ）としていた奈良は、敦賀市民の避難先とされ、小浜市民は兵庫県への避難となっています。兵庫県への申し入れにあたって小浜市との協議は行われたのですか。
- ・兵庫県各市町との協議はどこまで進んでいるのですか。

2. 避難について

- ・県と4市町の避難計画は、いつ詳細が示されるのですか。
- ・要援護者の実態は把握されているのですか、また、要援護者はどのように避難するのですか。
- ・乳幼児や妊婦の避難は優先されるのですか、どのように避難するのですか。
- ・幼稚園や小学校の避難は、施設側の責任で行うのですか。
- ・避難路は確保されるのですか。詳細な検証は行われたのですか。
- ・積雪時でも、すべての集落が避難可能であると確認されていますか。
- ・30キロ圏の避難訓練は行うのですか。避難経路とその手段はいつ、どのように周知するのですか。
- ・音海の住民はどのように避難するのですか。

3. 再稼働について

- ・地域防災計画も具体的でなく、避難先も確保せず、避難訓練もせずに、大飯原発の運転継続や高浜原発の再稼働は甚だしい住民軽視ではありませんか。
- ・実効性のある防災計画なしには、再稼働の判断や同意はできないのではないのですか。

4. 福島原発事故の教訓について

- ・福島原発事故時の避難について、現地調査や避難者からの聞き取り等で問題点の把握はされましたか。それらは地域防災計画に活かされていますか。

2013年7月23日

プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会
原発設置反対小浜市民の会
おおい原発止めよう裁判の会

連絡先団体：プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会
福井県若狭町 石地 優